退職金定期預金

（2025 年 7 月 22 日）

1. 商品名［愛称］	退職金定期預金 ［愛称:カンパニュラ］	
2. ご利用いただける方	●退職金をお受取りの個人のお客さま ●お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」と「退職金お受取りのお通帳」等で退職金のお受取り金額と時期を確認させていただきます。 ●お通帳および下記金融商品をご購入される方の名義は、退職金をお受取りされたご本人さまとします。 ●退職金からのお預入に限り、1 ヵ店でのご利用とさせていただきます。	
3. 預金種類	●スーパー定期（自動継続型）	
4. お預入期間	●6 か月	
5. プラン名	退職金運用**応援**定期プラン	退職金運用**検討**定期プラン
6. プラン詳細 （1）適用条件	●2025 年 7 月 22 日以降、投資信託・ファンドラップのいずれか、もしくは両方の一括購入を新規でお申込み ※追加購入のお申込みも対象です。 ※投資信託は『北洋投信ダイレクト』によるお申込みも可能です。 ※ファンドラップは『北洋証券ファンドラップ ON COMPASS+』による追加のお申込みも可能です。	●当行で NISA 口座を開設、かつ 2025 年 7 月 22 日以降、毎月 1 万円以上の投信積立を新規でお申込み ※増額のお申込みも対象です。 ※投資信託は『北洋投信ダイレクト』によるお申込みも可能です。
（2）お申込み金額	●金融商品購入額:100 万円以上 退職金受取額まで ●定期預金預入額:金融商品購入額を超えない範囲で設定 ●上記総額は、退職金受取額を上限とします（構成比:金融商品購入額は50%以上、定期預金預入額は50%以下）。 ●両プランを併用する場合は、各プラン 1 回ずつのご利用とさせていただきます。また、「応援プラン」の金融商品購入額と定期預金預入額、および「検討プラン」の定期預金預入額の合計額が、退職金受取額の範囲内となることが条件となります。	●投信積立申込額:毎月 1 万円以上 ●定期預金預入額:1 万円以上 退職金受取額まで ●同左

北洋銀行

退職金定期預金

プラン名	退職金運用**応援**定期プラン	退職金運用**検討**定期プラン
7. お預入方法		
(1) お預入方法	●預り資産取引店の店頭窓口にて一括してお預入いただきます。 (※ATMおよび北洋銀行アプリによるお預入はできません)	
(2) 最低お預入金額	●1 万円以上	
(3) お預入単位	●1 円単位	
8. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。	
9. お利息		
(1) 適用金利	●1 回のお預入金額が ①1,000 万円未満 店頭表示金利 ＋ 年利 3.000% ②1,000 万円以上 店頭表示金利 ＋ 年利 5.000%	●店頭表示金利 ＋ 年利 1.000%
(2) 利払方法	●満期日以後に一括してお支払いします。	●同左
(3) 計算方法	●付利単位を 1 円、1 年を 365 日とした日割により計算します。	●同左
(4) お利息への課税	●お客さまが居住者である個人の場合は 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。	●同左
	●障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまはマル優のお取扱いも可能です。	●同左
(5) 金利情報の入手方法	●店頭または当行ホームページにてご確認ください。	●同左
10. 手数料	●ございません。	
11. 中途解約時のお取扱い	●解約日における普通預金金利が適用されます。	
12. 付加できる特約事項	●総合口座通帳をご利用のお客さまについては、総合口座の担保としてのお取扱いが可能です。 (貸越限度額は担保定期預金の 90%以内で最高 300 万円、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率になります)	
13. 当行が契約している指定紛争解決機関(金融ADR機関)	●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決	

	しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関（金融ADR機関）が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことです。
14. その他参考となる事項	●元金継続の場合は、お預入時の金額にて、満期日に前回と同一期間のスーパー定期に自動的に継続します。 ●元利継続の場合は、満期日にお支払いする利息を元金に組入れて、前回と同一期間のスーパー定期に自動的に継続します。 ●特別金利は当初6ヵ月間のみの適用とし、満期日以降は書替継続日における6ヵ月スーパー定期の店頭基準金利を適用します。 ●この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 （ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき 1,000 万円までの元金とその利息が保護されます） ●金利情勢の変化等により、適用金利、商品内容を変更する場合があります。
15. お取扱店	●東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所を除く全店